

平成25年第2回定例会会議録 (第2号)

平成25年6月12日

○出席議員 (25名)

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員 (なし)

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	永井正之	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井京子	君	生活環境部長	浜口善友	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君	消防長	渡邊正信	君
教育次長	豊永健司	君	政策推進課長	稲尾隆	君
保険年金課長	勝田憲治	君	温泉課長	江口正一	君
児童家庭課長	安達勤彦	君	高齢者福祉課長	中西康太	君
道路河川課長	岩田弘	君			

○議会事務局出席者

局	長	檜	垣	伸	晶	参事兼庶務係長	宮	森	久	住	
次長兼議事係長		浜	崎	憲	幸	次長兼調査係長	河	野	伸	久	
主	幹	吉	田	悠	子	主	査	溝	部	進	一
主	任	波	多	野	博	主	任	甲	斐	健	太郎
主	任	池	上	明	子	主	事	穴	井	寛	子
速	記	者	桐	生	能	成					

○議事日程表（第2号）

平成25年6月12日（水曜日）午前10時開議

第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前9時58分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可します。

○4番（野上泰生君） 自民党議員団会派を代表して質問をいたします。

まず、議第45号及び議第46号の条例にある児童の健全育成ですが、この子ども・子育て会議というのができるわけですが、これの目的に関してまずお聞かせください。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

まず、子ども・子育て会議の目的ということでございますが、平成24年8月22日に子ども・子育て支援法が公布されました。その第61条におきまして、市町村は、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他、この法律に基づきます業務の円滑な実施に関する計画、いわゆる市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとする規定されました。そして、その計画を定めるに当たりましては、同法第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関を設置している場合にありましては、その意見を聞かなければならないと規定されております。

今回の別府市子ども・子育て会議は、その趣旨に沿って設置するものでございますけれども、その目的は、市が支援事業計画を作成し、また、計画の変更をしようとする場合におきまして、その内容を審議いただき、地域の子育てに対する要望などを支援事業計画に反映させる、こういうことと考えております。

○4番（野上泰生君） では、子ども・子育て会議というのができるわけですが、その会議の中でいろいろ議論されていく、想定している別府市における子育て支援の課題、どういふものを想定しているか、お聞かせください。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

平成27年度からの施行が予定されております新たな子ども・子育て支援制度、これの主な目的は、待機児童の解消でございます。そして、保育が必要と認定された申請者からの利用の申し込みを受けましたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならないとされておりますので、今後はますます保育需要も高まっていくものと考えているところでございます。そして、その需要を充足させるためには、当然のことながら保育所の定員増といった措置を講じる必要が生じてきますけれども、あわせて施設の改修、それから定員に見合った保育士の確保等も必要になってきようかと思っております。当然のことながら財政的な負担も生じますので、需要に沿った対応が十分に今後できていくのかということが、今、ちょっと課題として捉えているところでございます。

○4番（野上泰生君） 今、そういった課題をいただいたわけですが、本来、子ども・子育て新システム関連3法案というのがあるので、それに沿ってこの会議ができると理解しています。その3法案の趣旨は、これは国の資料ですが、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする。子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築して、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るということで、これは国が大きく変わろうとしていて、従来、厚労省管轄の保育園部分と文科省管轄の幼稚園の部分がもう一体となって、つまり子ども・子育て支援環境の整備を図るために財源まで一元化してやろうということ、川上が一本化していくわけです。それに対して今言われた課題というのは、どちらかと言うと児童家庭課さんが今抱えている課題であって、本質的には教育委員会を含めた全てのセクションがかかわる部分であるべきだと考えています。

そういう意味では、今回、最初に会議ができたときに本当の地域における、いかにして

別府が子育てしやすいまちになるかということ、課題を出していくという話なので、そこで出された課題に関しては、児童家庭課さんだけでなく教育委員会さんとか、もう今、既存の保育園もあれば幼稚園もあれば、民間の施設もあれば、いろんな恐らく利害関係者が含まれていくと思いますので、そういうような方々一体となって、本質的な市民の子育て支援のニーズを取り上げながら、いい計画をつくっていただくということを要望いたします。

この項は、これで終わります。

次ですが、同じく議第45号の介護保険施設等整備費補助金ですが、この複合型サービス事業というのは、具体的にどういうふうなサービスをどのような住民に提供するかということをお聞かせください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

複合型サービスとは、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加えまして、必要に応じて訪問看護を提供できるサービスであります。また、その対象となるのは、介護保険において要介護1から要介護5の要介護認定を受けた方が利用できるサービスとなっております。

○4番（野上泰生君） では、今回つくられようとしているその複合型サービスを提供している施設というのは、現状、別府市ではどの程度あるか、お聞かせください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

複合型サービスは、平成24年度より新たに創設されたサービスでありまして、まだ市内にはありませんが、今回、補正計上いたしました大分県介護基盤緊急整備事業費補助金により、平成25年度末までに1カ所の整備が完了すれば、平成26年度よりサービスが開始され、これによりまして市内で初めての複合型サービスの事業実施となる予定でございます。

○4番（野上泰生君） 従来の小規模多機能型居宅介護、在宅や居宅もしくは通所ですか、デイサービス、もしくはショートステイといった形を受け入れていたサービスに加えて、今回は訪問看護までできる医療的なサービスの機能まで加わるということで、こういった複合型サービスが今後ふえていくか、もしくは小規模多機能型を含めてこういったサービスがふえていくかどうかということと、ふえた場合、こういったメリットがあるのかということをお聞かせください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

現在、小規模多機能型居宅介護支援事業所は、複合型も含めまして、平成26年度までに7カ所が開設予定となっております。しかし、事業計画上の整備目標であります各小学校区に1つの16カ所には、まだまだ遠い状況にあると考えております。

お尋ねのメリットであります。小規模多機能型居宅介護、訪問看護も含めた複合型サービスをすることで、別々の事業所から別々のサービスを提供するよりもサービスの一元管理ができ、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能となります。また、事業者としましても、柔軟な人員配置が可能となりまして、ケアの体制が構築しやすくなるという利点もありまして、さらには介護度が上がっても、住みなれた地域で暮らしていくための拠点となる施設であることから、今後ふえていくのではないかと考えているところであります。

○4番（野上泰生君） そうですね、施設での介護から在宅、居宅という流れが、地域で自宅に住みながらというのが、多分一番いい流れで、サービスを受ける側にとってもそれはいいと思うのです。したがって、こういうふうな複合型を含めた小規模多機能型が、まだ全然、16カ所の目標に対してまだ7カ所ができていない、平成26年度までに7カ所という状況なので、これはどんどん急いでやっていただきたいと考えています。

以上で、この項は終わります。

では、続いて議第 50 号平成 25 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、これの補正の概要についてお聞かせください。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

まず、今回の補正の概要でございますが、平成 24 年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込みにおきまして歳入に不足が生じることとなったため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づきまして、平成 25 年度の予算から 1 億 8,000 万円を繰上充用することにより、平成 24 年度の歳入不足を補填するものでございます。

○4 番（野上泰生君） この部分は、実は平成 25 年、さきの 3 月議会の補正で 2 億円を一般会計から国保特別会計へ繰り入れる、平成 24 年度分を繰り入れることで累積赤字を解消する。したがって、ある意味、一般会計から特別会計という極めて異例というか、そういうものを議会に諮って議決を経てしたわけですか。正直、これは政治判断というか、平成 24 年度末までに累積赤字一掃ということに沿って、自民党議員団も含めたいろいろな政策協定の中でこういった判断をして、それを議会としては認めてきたわけですが、今回、また唐突に平成 24 年度の中で決算見込みで 1 億 8,000 万円さらにお金が足りない、赤字になるということで決算をした。この理由は何なのだという話と、もう 1 つは、今後国保特別会計の財政収支は、見通しとしてはどのようになるか、ちょっとあわせてお聞かせください。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

まず、今回の決算見込みの赤字となった理由でございますが、平成 25 年度の 3 月議会のこの補正予算提出時におきましては、一般会計から 2 億円の繰り入れをすれば、平成 23 年度までの累積赤字、およそ 1 億 9,200 万円でございますが、これが解消され、平成 24 年度につきましては赤字決算にならないとの見込みを立てておりました。しかしながら、その後、その歳入歳出が確定していく中で 3 月の補正時点と比べまして、歳入におきましては、保険税収入は収納率の向上により約 2,900 万円の増収となりましたが、国からの交付金であります療養給付費負担金、この概算交付額が約 8,000 万円減少したこと、それから共同事業交付金が、実績額の確定により歳入から歳出を差し引くと約 3,500 万円ほど減少したこと。一方、歳出面におきましては、3 月から 10 月までの 8 カ月間の保険給付費は、対前年で 2,800 万円の増加ということで、1 カ月当たりで換算しますと約 350 万円の増加で済んでいました。しかし、その後、11 月から 2 月までの 4 カ月間でこの保険給付費は対前年で約 1 億 6,600 万円の増加で、1 カ月当たりで換算すると約 4,000 万円となり、3 月の補正時と比べますと 10 倍以上の医療費の伸びに結果としてなったこと。これによりまして見込み額が補正時と比べて約 1 億円増加しました。これらの理由により、1 億 8,000 万円の歳入不足が見込まれることとなった次第でございます。

それから、次の、今後の国保特別会計の財政収支でございますが、今後の状況につきましては、医療費につきましては、毎年 2% 前後ぐらいは増加するのではないかとこの予想をしております。一方、保険税の収入につきましては、収納率は年々若干ながら上昇してはいますが、景気の停滞等、これによりまして所得がふえていないため、調定額自体は伸び悩んでおります。したがって、今後の医療費の伸び等を勘案しますと、厳しい財政状況が続くというふうに予想をしております。

○4 番（野上泰生君） そうですね、累積赤字が 1 億 9,200 万円当初あって、2 億円入れれば一掃されるという見立てだったところが、歳入の部分で国庫支出金が約 8,000 万円減った。それと、歳出面で保険給付費が 11 月以降突然拡大、大幅に増加をして、当初見込みよりも保険給付費だけで 1 億円ふえてしまったという説明で、それが 1 億 8,000 万円の根拠ということですか。このあたり、将来的な国保の健全化に関しては、一般質問の中でさせ

ていただきたいと思います。

ただ、今回もう一つ問題があって、そういった繰上充用を市長専決処分というふうな形で処理をしている。これはなぜかという話ですね。それと、もう一つは、そういうふうな専決処分をしたのは議会軽視ではないかというふうに感じるわけですが、それに関してはいかがでしょうか。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

まず、繰上充用を専決処分した理由でございますが、5月31日までの歳入歳出の見込みを勘案した不足額を適切に把握する必要があるため、5月31日で専決処分をいたしました。あえて言えば地方自治法第179条の規定にある、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないということになると考えております。（発言する者あり）

それから、次の、議会軽視ではありませんかということですが、繰上充用自体につきましては、地方自治法第208条第2項の規定により赤字決算ができませんので、専決処分をしてきた経緯があります。したがって慣例的にしていますので、今回も専決処分をしたものであります。皆様にご理解をお願いしたいと考えております。

○4番（野上泰生君） 慣例的にということでも過去もこの繰上充用は専決で処理していた。それはわかるのですけれども、過去は、これを見ると平成19年度に大きな累積赤字があって、それから数年間は実質収支プラスという中で繰上充用してきたわけです。ところが、今回は3月議会の補正で2億円を一般会計から入れたという、かなり特例的な処分をしながらこういった形で、しかも見込みが違って来たということは、これは過去とやっぱり違うと思うのです。本来ならばもう少し丁寧に集めて、我々議会も集まるのは嫌だというわけではない。市長が、招集権があるわけですから、しっかりとその辺は対応していただいて丁寧な説明をしていただきたいかと思っております。

以上で、私は終わります。よろしく申し上げます。

○18番（堀本博行君） それでは、何点か気になる点を質疑させていただきたいと思っておりますが、私は、不老泉の解体の予算、それから、先ほどありました国保の歳入不足の件、それから、議第48号の和解及び損害賠償の専決、この3つについて短時間で質疑をさせていただきたいと思っております。

不老泉の問題については、過ぐる議会で何名の方からも質疑をやらせていただきました。そして、非常に関心が高いというふうにも思っておりますし、これは市長の提案理由の説明の中にもすばらしい言葉が出ておりました。「この問題については、新しい温泉施設が別府八湯の1つである別府温泉の核となる施設として地元住民から親しまれるとともに、たくさんのお客の皆さんに親しんでいただける施設にしたいというふうにも考えております」。こういうふうな、「別府温泉の核となる施設」という、こういう表現もされておりますし、「住民から親しまれる」、こういうふうな言葉、それから「観光客の皆さんに楽しんでいただける」、この3つのキーワードというのは、これはまさに市営温泉を見出すいわゆるキーワードだというふうにも思っております。

こういう施設の取り壊し等々が始まるわけですが、まず確認の意味で、これから解体が始まって、今後のスケジュール、これが1つ。それから、不老泉の休業期間がどのくらいなのか。かなり気になっている、住民の方々の入浴に対する迷惑がかかるという、こういった部分に対する確認の意味で、3点についてまずお答えをいただきたいと思っております。

○温泉課長（江口正一君） お答えいたします。

現在、新不老泉の実施設設計などの策定を進めておりますが、設計の進捗状況に合わせて解体工事の実施時期を決定したいと考えております。これまでの地元との協議を踏まえ、年内の解体工事の完成を目指したいと考えております。

御利用者の皆様方には、御不便と御迷惑をおかけいたしますが、今のところ、解体工事中から1年程度、不老泉を休業させていただきたいと考えております。

また、工事に当たりましては、できるだけスケジュールを調整し、御利用者や周辺住民の方々に御迷惑をおかけする期間ができるだけ短くなるよう、適切に管理を行っていきたいと考えております。

○18番（堀本博行君） わかりました。たびたび行政の場合、期間とかいうふうなのがちょくちょく変わってきますので、確認をさせていただきました。

また、この不老泉は、まさに過ぐる議会でも駅前の活性化、こういったふうなものも出ておりましたし、こういう一番一等地、言えば駅前の一等地でもあります。また、駅をおりてすぐのところに建てられるという、こういうふうなこともあります。建てかえについてどのような、以前も確認をさせていただきましたが、どのようなコンセプトで建てるのでしょうか。

○温泉課長（江口正一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、不老泉は歴史ある温泉として重要な施設であると認識いたしております。新不老泉が、別府八湯の1つである別府温泉の核となる施設にふさわしい意匠となるよう、最大限の努力をしてみたいと考えております。

○18番（堀本博行君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほども言いました核となる施設であります。きのうですか、商工会議所の会頭も、市長と議長に要望に来ておりましたが、この温泉の、駅前の温泉、市営温泉を建てるというふうなことで、1つは地域の方々、中央町というところは、私の青山小学校区でもあるのです。そういった中でいろんな住民の方々、自治会長の皆さんとお話をする中で、あそこが、いわゆる商店街が活性化をなかなかしない。さまざまな、いわゆる中心市街地活性化の問題についてもなかなか進まないという、こういった中で市営温泉があそこに建つということ、または商工会議所が、ビルが建つということで地域の活性化、こういったものが起爆剤になればいいなという、こういうふうな思いがあります。こういうふうな思いを、そういうふうな気概みたいなものがちょっと伝わってこないのが残念だなというふうな気もするわけですが、そういうふうな方向性でぜひ進めていただきたい。これは議案質疑ですので、この辺でとめておきたいと思ひますが、強くこの点は要望しておきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、国保の分に移りたいと思ひますが、先ほど細かいやり取りがございましたけれども、これもさまざま歳入不足についてのこれまでの経緯というものの御説明がありましたけれども、その中で私はいつも、前回もいろんな今後の対策というようなもの、ジェネリックの提案もさせていただきましたけれども、このことについても今後どのような対策を、これまでもいろんな対策をやりましたというふうなことがありました。これまでの成果、まず、これまでの成果をお聞かせいただきたいと思ひます。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

財政状況の改善に向けた取り組みですが、全般的な取り組みについて述べたいと思ひます。

まず、適正な歳入の確保及び歳出における医療費の削減にこれまで努めてきました。特に歳入につきましては、保険税の収入の確保のため財産の差し押さえ等の滞納整理の強化を図ってまいりました。また、歳出につきましては、特定健診、特定保健指導などの保健事業の推進、ジェネリック医薬品の利用促進などを初めとした医療費適正化を進めてまいりました。

○18番（堀本博行君） これまでの対策の成果。

○保険年金課長（勝田憲治君） 歳入につきましては、滞納処分の強化、これによりまして、

前年度より保険税の調定額につきましては減少しましたが、収納率が向上したことにより、保険税収入は逆に増加しました。また、歳出につきましては、ジェネリック医療費の差額通知の実施により、前年度を上回る削減効果が見込まれています。特定健診も受診率につきましても、確定ではありませんが、前年度を上回る見込みとなっております。

- 18番（堀本博行君） この問題は、国保の運営の問題等々については、もうこれは全国的な問題であります。そういった中で、ある国の統計によりますと、65歳以上の有業率というのが出ておりました。御存じだと思うのですが、この有業率、65歳以上の方々が仕事を持っている率というふうなことであります。これは長野県、長寿日本一に輝いて、沖縄県を抜いて第1位に輝いている長野県であります。この有業率というのが30.7%、65歳以上が30.7%。続いて山梨県28.3%、福井県27.3%、こういうふうにはベストスリーが並んでおるのです。この3県が、いわば老人医療費が低い傾向にあるというふうなことであります。仕事をして元気な高齢者が多いというふうなことであります。

また、一方、有業率の低い県ということで、これは意外だったのですが、沖縄県が17.6%、兵庫県が17.6%、長崎県が18.1%、福岡県が18.2%、北海道18.3%という有業率の低い県、こういう県が、やっぱり高齢者の医療費が高い。例えば福岡県、北海道という、こういう有業率の低いところは、先ほど申しました長野県、特に長野県の30.7%、この有業率の差というのは、医療費の差にも出ているのです。1.5倍以上福岡県、北海道は多い、医療費が高い、医療費がかさんでいるという、こういうふうな統計が、国の統計で出ておりました。北海道また福岡県というのは、抑制の問題が喫緊の課題で、この取り組みを今進めているというふうに記載しておりましたが、先ほど課長が申しました。課長になって数カ月ですから、これまでの累積、蓄積というようなものがあるのでしょうか。

しかしながら、自治体として一つ一つのこと、例えばジェネリックの問題にしてもそう、レセプト点検の問題にしてもそうです。そういったものをきっちりとやっぱり市民の方々に通達をしていく、広報していくという、先ほど私が申しましたこういったふうなものについての細かいやり取りも、これは一般質問でちょっとやりたいと思っておりますが、この問題については、誰が責任をとってやっているのかということがよくわからないというふうなものが、そういうふうなものを感じます。だから、そういった意味ではジェネリックの普及も含めて、医師会の、この問題点というのは以前ありましたが、だんだん改善をしているやにも聞いております。そういった意味で、ぜひこの点も推し進めていきたいと思っておりますが、今後の対策、これをどのように考えておりますか。

- 保険年金課長（勝田憲治君） 医療費適正化というのは、国保財政にとって非常に重要な事業であると考えています。特に財政の健全化においては、この医療費適正化、保健事業等は積極的に推進していきたいと考えております。特に医療費適正化事業の中でレセプト点検事業の強化、それから第三者求償事務の強化、それから特定健診・特定保健指導の推進、多受診者の訪問指導事業、それから腎機能の重症化予防事業、こういった事業を実施していますが、これらの事業については、今後も推進の強化を図っていききたい、また関係各課と連絡協議を進めながら、国保財政の健全化に向けた努力をしまいたいというふう考えております。

- 18番（堀本博行君） では、細かくは一般質問でやりたいと思っております。

それでは、最後に3つ目、議第48号和解及び損害賠償の額の決定の専決についてですが、これも1つは金額の大きさにちょっとびっくりしております。前回の3月議会でもこの市長専決、いわゆる事故が多いということが指摘をされました。この問題について至った経緯、これの説明をお願いしたいと思っております。

- 道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

本議案は、市道における道路瑕疵事故による損害賠償の和解であります。

事故は、平成23年10月1日午後6時ごろ、買い物に行くため自宅を出て、馬場1組の1付近の市道を歩行中に、車を避けるため道路の端に寄ったところ、市道内にある鉄板ぶたのずれた合流ます、大きさ40センチ角で深さ40センチに左足を落とし込み、左靭帯断裂の全治14カ月の重症を負ったものであります。

治療終了後に示談交渉を行い、今回和解をいたしましたので、議決後、別府市と道路賠償責任保険契約の公益社団法人全国市有物件災害共済会より賠償金額の支払いを行う予定であります。

- 18番(堀本博行君) そういう危ないところとか、そういうところは市内にもたくさんあります。そういうふうな、特に最近よく感じるのが、私も南部のほうですが、南部のほうでいわゆる家がなくなったりとか地形が変わったりとか、そういうふうなこともよくありますし、危険箇所の今後のいわゆる確認、今後の対応、これをどう考えていますか。
- 道路河川課長(岩田 弘君) 道路瑕疵が多いというのは、さきの議会でも指摘があったとおりに思っております。道路河川課としては、現場に行ったときのパトロール体制とか、市民の皆様方の通報等によって迅速に対応をして道路瑕疵、道路の事故がないように努めたいと思います。
- 18番(堀本博行君) 特に自治会の皆さん方に御連絡をいただくとか、こういうふうなことが二度とないようにしっかりと対応していただきたいとお願いして、質問を終わりたいと思います。
- 7番(加藤信康君) 通告どおりに順番でやりたいと思いますが、先輩方々が質問されております。かなりダブっている部分がございますので、重ならないように、できるだけ短時間で終わらせたいと思います。

では、まず、一般会計補正予算の児童健全育成に要する経費、同時に別府市子ども・子育て会議条例の制定についてです。

先ほど、野上議員の質問の中で、目的なり協議内容等についてはわかりました。この子ども・子育て会議の委員、条例の中で、20人以内で組織するというふうになっていますけれども、この委員の人選をどのように進めていくのかということなのですけれども、先ほど、野上議員のほうから要請として、いろんな児童福祉にかかわる人たちだけでなく、やはり子ども全体、つまり学校関係、幼稚園、保育所を含めてというようなお話がありました。委員構成を少し、具体的にどう考えているのかをお聞かせください。

- 児童家庭課長(安達勤彦君) お答えいたします。

子ども・子育て会議の目的、先ほども答弁させていただきましたけれども、地域の子どもに対する支援、子育てに関する要望等を支援事業計画に反映していくことと捉えております。

その中で、先ほども野上議員のほうからも御指摘をいただきましたけれども、幅広い方々に参加してもらってくださいというお話もいただいております。

児童家庭課といたしましては、まず学校教育関係、それから児童福祉関係の方々の代表に参加していただきたいと思っておりますが、教育関係といたしましては、小学校や幼稚園の関係者の方々、それから児童福祉の関係者といたしましては保育所、それから児童館、それと子育て支援センター、そういう方々の関係者に集まっていただきたいと思っております。それから、地域の家庭、子育ての実情に詳しいの方々にも参加していただきたいと考えておりますので、民生委員さん、それから児童委員さん、そして地域医療の関係者の方々、そういう方々に幅広く参加していただきたい、このように考えているところでございます。

- 7番(加藤信康君) ありがとうございます。保育所、小・中、それから幼稚園も含めて公立・私立もありますし、幅広い関係者、ぜひ参画をさせて、いろんな意見を集めていただきたいというふうに思います。そういう方針であるということを確認できましたので、強く

要望して、その点については終わりたいと思います。

それから、この中で計画策定に当たってニーズ調査を行うというふうになっています。無作為に抽出した未就学児及び小学生という、この説明書にはこういう書き方をしているのですけれども、抽出方法というのはどういうふうになっているか。いろんなパターンがあるのですよね。そのパターンによっては、家庭状況によっては、その要望内容が変わってくる。児童の年齢もあるでしょうし、子どもの数によっても違うでしょうし、場合によっては仕事をしている、していないとか、家庭の収入によってもやっぱり要望が変わってくるでしょう。そういう意味では、どういう抽出方法を考えているのか聞かせてください。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

今回のニーズ調査ですが、小学生までのお子さんをお持ちの保護者の方々を対象にニーズ調査をやるわけなのですが、その内容は、どのような教育、それから保育を保護者の方々が望んでいるのか、それから、どのような子育て支援を望んでいるのかについてお尋ねするものになってまいりますけれども、今、議員御指摘のとおり、お子さんの年齢層によってニーズもかなり変わってくると思いますので、小学校高学年までのお子さんをお持ちの方々の家庭を均等に年齢別に割ってニーズ調査を、抽出して把握していきたい、このように考えております。

○7番（加藤信康君） 年齢をまず基本に振り分けをするということですね。わかりました。統計上はある程度振り分けをすれば、いろんなパターンの方々が入ってくるということになるだろうと思うのですけれども、やはり少ない、少数だからとか、特異な考え方を持っているからという方々もやっぱりその中で出てくると思います、少数意見ですよ。だからといって、少ないからというのではなく、やっぱりそういう特異な意見をしっかり受けとめる気持ちで、ぜひそのニーズ調査をお願いしたいなと思います。

今回、先ほど、どういう話をしていくのかということで、待機児童の解消が特に言われました。今の政権も、この待機児童をなくしていくという方針が出ています。確かに今待機児童、こういう景気が悪い時期だから働かざるを得ない。そういう意味で子どもを預ける御家庭がふえてきているという意味では、極めて、危機管理にいかに対応していくかということだろうと思います。日常、通常であればこういう子育て環境でいいけれども、やっぱり景気が悪くなると働く人たちがふえてくる。よって、待機児童がやっぱりふえてくる。施設が足りないというふうになってきます。この危機管理をどうやっていくかという極めて重要な土台をつくるのだろうと思いますので、ぜひしっかりと議論をお願いしたい。ここがしっかりすれば、お母さん方が安心して子どもを産める、少子化対策の1つのベースになるでしょうし、若いお母さん方がやっぱり働くこともできる、そして子どもを産み育てて、社会が育ててくれる、そういう体制づくりになると思いますので、しっかりとした議論をお願いしたいというふうに思います。やっぱり提案する側の考え方というのは大事ですので、この辺をじっくり考えてお願いしたい。ありがとうございました。

それから、もう1つ、次は不老泉に要する経費です。

先ほど、堀本議員のほうからもありましたが、私は、特に解体工事の指定管理の部分についてちょっとお聞きしたいのですけれども、今回の補正は解体工事費ですけれども、新しい温泉ができるまで温泉を休業するということになりますけれども、休業期間、先ほど1年ぐらいというお話ですけれども、年度内に解体を終わらせてとなると、では、建て上がるのまでを含めて、大体何月から何月ぐらいまでを考えているのか想定できますか。どういう考え方でおられるのか、お聞きしたい。

○温泉課長（江口正一君） お答えいたします。

現在、新不老泉の実施設計などの策定を進めておりますが、設計の進捗状況に合わせて解体工事の実施時期を決定いたしたいと考えております。したがって、解体工事着工

から新不老泉完成までは1年間程度を休業させていただきたいと考えておりますが、何月から何月というのは、今時点では明確にはお答えできません。

○7番(加藤信康君) はい、わかりました。1年ぐらいで、ただし設計によって変わってくる、いつできるかによって変わってくるのだということだと思います。わかりました。

今、指定管理者が運営をしております。ちょっと確認ですがけれども、今の指定管理の期間というのはどういう状況になっていますか。

それから、休業します、1年間。これの指定管理者に対する補償、すなわち仕事をしなくていいというわけです、こちらの都合で。それはどういうふうになっているのか、お聞きしたい。

○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。

現在の契約は、平成23年度から平成27年度までの5年間の契約となっております。また、休業中の指定管理者に対しましては、基本協定書の第8条によりますと、「指定管理業務を行うに当たり、不可抗力、その他の事由で指定管理料の額を変更すべき特別な事情、または特別な支出を要する事情が生じた場合には、その都度甲乙協議の上定めるものとする」と規定しておりますので、今回の件につきましては、この条文に沿って指定管理者と協議していきたいと考えております。

○7番(加藤信康君) 契約上は、不可抗力の部分になるわけですね。不可抗力で不老泉を建てかえるのかというのは、僕は余り、なかなか納得せよといっても難しいな。やはりこういう建てかえは、基本的には計画的にやっていくものなのです。

昨日、商工会議所の要請があったというふうに新聞に載っていました。しかし、こういう答弁をされるということは、市としては不可抗力、商工会議所のせいにするわけではないですが、急遽そういう必要が生じたということで、商工会館を含めた建設については、もう承諾しているというふうに僕は考えています。そういう意味ではやっぱりこの不老泉の建てかえというのが、なかなか計画どおりにいかないな。

前回、海門寺公園を「まちづくり交付金」でつくりかえた後に、議場の中でも市長が、次は不老泉の建てかえを考えていきたいというような発言があったふうに覚えています。その時点からかなり時間がたつ中で、こういうことが起きないと建てかえができないというのは、なかなか計画的にいけないというのは残念だなというふうに思います。確かに不可抗力は不可抗力ですが、しかし、それを別に待っておったわけでもないですよ。決まったのは、ほんのこの前ですから、そういう意味ではやっぱりこういう古い施設も含めて、建てかえ等計画というのは、しっかりとやってもらいたいなというふうに思います。

それから、指定管理です。確かに余り金額のかかる指定管理ではないです。同時に、こちらの都合で1年間休業を求めるということは、当然補償問題だろうと思います。1年間休めば、どのくらい損をするのか。最初の契約どおりでいけば、お金を1年分払わなくて済むのが本当なのでしょうけれども、しかし、休みますから、人も雇っていますから、幾らか赤字が出る。では、その分はどうしますかということで補償なのですね。しかし、今回初めての事例です。新しい、今、指定管理という民間なりにお願いしているところを、我がほうの理由で休業してもらおうというのは、別府市にとって初めてなのです。向こうの都合ではないです。しっかり後に残るような協議を相手方としていただきたい。

民間は、やはり営利を目的として仕事を受けていると思います。市は当然、市民サービスの一環を民間でもできるということでお願いしているのですけれども、そうは言ってもやはりいかにもうけを出すかということが大事なのだろうと思います。そういう中で仕事ができない。その分は補償していただきますよというふうになるでしょうが、1年間休むと、どうなのでしょう、僕が社長だったら、1年間もう仕事がないから、あなたはちよっ

とやめておくれとか、休んでおくれとかいうふうになるのではないかなという気がするのです、補償とは言いながらも、人員があぶれるわけですから。ここら辺はしっかり協議をしていかないと、次に事例が起きるかどうかわかりません、温泉施設であろうと事故であろうと、どういう形で休業しなければならないことが起こり得るかもしれません。そういう意味では最初の対応なのでしっかりとさせていただきたい。

それと、もう1点聞きたいのです。新しい施設が今度できます。平成27年ですから、今、1年間といたしますと、平成26年度1年間休業したとすると、残り1年間新しい施設も、今のまま、今の指定管理者に引き継ぐ、そのままやってもらうということになります。それは間違いないですかね。

○温泉課長（江口正一君） お答えいたします。

そのようになると考えております。

○7番（加藤信康君） 最初に公募したときの仕様書、それから契約書が変わってくるだろうというふうに思います、施設1個だけですけれども。対応する器具・機械、部屋の扱い、全部変わってきますから、これは、また中で議論してください。我々議会に対しても議会、本会議にかける必要があるのかどうか、ちょっと僕もはっきりわかりませんが、ただ報告だけで済むのか、そんなものも含めてしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。その点をお願いして……（発言する者あり）ということですので、その点をしっかりとやっていただくということで、次に移ります。

消防費、避難路整備に要する経費です。

10款1項、コード1132。今回、3カ所避難路を整備するということでありましてけれども、一昨年、前にも避難路の整備費が上がっていました。このときは私、委員会の中で発言をさせていただきましたけれども、地震が起きて、それで津波が来るから逃げましょうという避難路ですよ。そうすると、地震でその避難路が壊れたら話にならぬだろう。現場を僕も見ましたけれども、やっぱり大きな石が転げ落ちたり、可能性もあるのではないですか、狭いところですから。そういう意味では、そこら辺をしっかりと、余りにもあのときの、予算的にはそんなに高いなという感じがしなかったもので、大丈夫ですかという話をしたのですけれども、今年度の施行予定、整備実績、それから来年度以降の整備予定というのはどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

東日本大震災による、津波による被害を教訓に平成23年度より整備を開始しております避難路整備事業は、地震・津波などから速やかに避難するために使用する道路整備が目的であり、整備する路線は現地踏査をし、現地に危険な浮き石やのり面の崩壊がないか等を把握し、この補修もあわせて実施いたしております。

これまでの施行例といたしましては、道路整備のみならず危険なりの面のコンクリート吹きつけや落石防護柵・防護網等も整備いたしております。今年度は3カ所で、整備延長520メートルを予定しております。過去2カ年で9カ所の整備を終了し、延長800メートルが完成いたしております。また、来年度以降の予定につきましては、大分県避難路整備補助事業は今年度で終了と聞いておりますので、来年度以降の整備予定は、今のところありません。

○7番（加藤信康君） 補助事業がないので、来年度以降はありませんということですが、いづれにせよ管理、補修を含めて今からやっていかなければならないので、そこら辺をしっかりとお願いします。

先般、総務企画消防委員会で、行政視察で関西のほうに行きました。加古川市の民間のマンションの自主防災会というところでお話をお聞きしました。大変勉強になったというか、目からうろこがというか、考え方を変えなければいけないなというふうな思いがしま

した。印象に残ったのは3点ぐらいなのです。

まず、防災とは何かといったときに、まず自分の命を守ることなのだ、印象に残った言葉です。行政がする防災は、全て生き残った人のためのものなのだ。それと、助ける、助けるといって生き残った方が災害に遭った人を助けるという、これは15分以内で大体人の命というのは決まってしまう。その15分以内にどれだけの命を助けられるか。まず自分の命が助かった人が、隣または知り合いがその15分範疇におれば、もしそれで助けられる状態であれば助けられる。ものすごい印象深い話でした。別府の防災も、少しこれは考え直さなければいけないなということをお前は本当に思いました。

危機管理室もありますし、消防もあります。今回のこの予算の中でも耐震の貯水槽とかいろんな物品を買うようなものがあります。本当、行政というのは、生き残った人のための防災対策で、命をいかに助けるか、命をなくさずに済むようにするための防災ではないな。そういう意味からすると、今の避難路も、やっぱり人がどういう行動をするかというところからつくっていかなければならないということで、1年前、僕も地震が起きて津波が起こるのでしょうか、津波が先に来るわけではないですから、やっぱり地震対策を先にしなければいけないのですねという意味合いの話をしました。そういう意味ではしっかりと、耐震性があるかどうかというのはわかりません、避難路に。これは難しいと思います。しかし、常日ごろからこの管理、修復も含めたビル、そういうことは大事だな。それから、ここに避難路がありますよということをしっかりとその近所の方々に頭に入れてもらうのは大事だなというふうに思っています。「つくりました」だけではなくて、確かに予算があれば、行政というのはお金を消化するための、防災もお金を消化するための事業という感じがするのですけれども、本当に命を守り、そして、その後、逃げるためにはどうすればいいか、その道をつくるためにはどういう配慮が要るかというのをぜひ考えていただきたいなと思います。

これから、いろんな防災予算が出てくるだろうと思うのですけれども、その点しっかりと、また、一緒に行きました委員長が、向こうの防災会の会長を別府にぜひ呼びたいというお話がありました。ぜひ皆さんも聞いていただいて、本当、防災とは何なのかということをお聞きしていただけたらなと思います。

○15番（平野文活君） それでは、議第50号国保会計についての市長専決処分について質疑をさせていただきます。

これまでの答弁で言われたように、平成20年度からは国民健康保険税を大幅に値上げした。そして、ことし3月の議会では、最終的に累積赤字を解消するという目的で一般会計から2億円を繰り入れした。にもかかわらず、平成24年度の決算をするに当たって1億8,000万円の赤字が出たから平成25年度会計から繰り入れをする、こういう専決処分という内容であります。そして、なぜそれだけの赤字になったかという説明では、国の負担金が8,000万円減額、医療費の伸びが約1億円、こういうものが主な内容で1億8,000万円の赤字となった、こういう説明でございました。

今後の対策についてお伺いをしたいわけですが、平成24年度の赤字の穴埋めのために、平成25年度の会計から繰り上げするということになると、平成25年度の会計に、またさらに大きな穴があくということになります。平成25年度の単年度の収支が、これまた大幅赤字になれば赤字額は倍増するということになるわけであります。そのために、これまでも大きな累積赤字になった時点で国保税の値上げ、こういう形で対応してきたというふうに思いますが、こういう悪循環を繰り返さないという立場が要るのではないかと思います。別府市の今後の国保の運営の大前提になるのは、選挙で市長が公約をした一般会計から繰り入れしてでも市民の負担を減らします、軽減しますという市長公約が、市の国保会計の運営の大前提にならなければならないというふうに思いますが、そうい

う点では単年度の赤字は、単年度で解決するという立場が要るのではないかと思うので、いわゆる繰上充用というこれまでの手法でよかったのだろうかという疑問がちょっとあります。

去年の12月の議会で大野部長が、私の質問に対してこのように答弁をしております。これは、平成24年度の国保会計の期間でございますね。「現時点での見込みでは、次年度以降恐らくは赤字に転じるのではないか。その中で市民負担をこれ以上ふやせない。そのためには、赤字が出た場合、当然一般会計で補？することを今後検討しなければならないと考えております」というふうに、昨年12月答弁をしたのです。

ところが、先ほど来指摘があるように、平成24年度の決算を行うに当たって、また同じ繰上充用という手法をとった。これは大野部長の答弁、大前提として市長の国保運営への公約、一般会計から繰り入れしてでも市民の負担は減らしたい。こういうことから考えて、ちょっと手法としておかしいのではないかなという疑問がありますが、この平成25年度に繰り下げられた赤字の穴、これをどうするのかということをお伺いしたいと思います。

○保険年金課長（勝田憲治君） まず、今年度も赤字が見込まれる場合、一般会計の繰り入れにより赤字の解消を図るのかということですが、基本的な考え方としましては、一般会計からの繰り入れに当たりましては、一般会計の財政状況等を踏まえて判断する必要があると考えております。保険年金課としても、まずは適正な歳入の確保及び歳出におけるふえ続ける医療費の削減に向けて努力をしていく所存であります。それでも結果として赤字が見込まれる場合には、一般会計からの繰り入れを含めた協議が必要になることが考えられます。繰り入れに当たっては、赤字の額及び一般会計の財政状況等を考慮する必要があると思いますが、今後、財政当局と協議していきたいとふうに考えております。

○15番（平野文活君） 今の私の質問に対する答弁は、課長ではできないのですよ。部長ないし市長で、12月議会での部長答弁が、平成25年度実行されるのかどうか。これをお伺いしたいと思います。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

まず、平成23年の12月議会だったと思いますけれども、平野議員の答弁で……、（発言する者あり）失礼しました、平成24年ですね、平成24年の12月議会、こちらのほうで確かにそのような答弁をさせていただきました。それで、議会のほうにも説明する中で、3月補正で当面の2億円、見込みであれば収支プラス・マイナス・ゼロということで見込んでおりましたので、2億円でまず解消するというところで議会のほうに説明した上で2億円。実際、その予算執行もしております。その上で、先ほどほかの議員からも説明があったように、その後の状況、国の支出、国庫負担金の減とか、それから医療費の思わぬ伸びということで、当然国保については、そういった収支というのが年度によって変わってまいります。その辺は十分注視していかなければなりませんし、平成25年度についてもその辺の状況を勘案しながら、当然このまま、またどんどん赤字が累積するというにはならない。最終的には、またその赤字解消策を探らなければならないということで、現在、8月をめどに国のほうでも社会保障制度改革国民会議ということで検討されております。その中でも、国のほうも国保の制度自体、非常に難しい局面を迎えているということで判断をされているようでもありますので、その中で財源補？、それから、今、基準外でありますけれども、その辺の一般会計からの補？についても制度化が必要ではないかという議論がされているように聞いております。その辺の状況も踏まえて今後どうするかという方針を決定していきたいと考えております。

○15番（平野文活君） 国の動向というのは、もう平成25年度の会計にはほとんど影響ないと思いますよ。もっと先の話だというふうに思うのです。ですから、本来なら平成24

年度の決算をする際に、あなたが12月議会で答弁したように、2億円入れたけれども、さらに赤字が出るということになれば、その分も含めて一般会計から繰り入れをするというのが、あなたの答弁の立場ではないかなというふうに思うのです。しかし、それを従来と同じ手法で繰上充用で切り抜けたわけでしょう。すると、平成25年度にまた大きな穴があくではないか。また同じ、平成26年度の会計から繰上充用するつもりですか。それとも平成25年度の赤字については、あなたが答弁したように一般会計からの繰り入れでけりをつけるという立場をきちんと持っておりますかということをお尋ねしているのです。市長、いかがですか。

○企画部長（大野光章君）先ほど答弁しましたように、平成25年度も、今までの流れからいきますと、多分赤字化が見込まれる。ただし、これは黒字になる場合も全然否定できるものでもありません。その辺の長期的視野、要は国の制度もすぐ今年度に対応できるというわけではありませんけれども、今後、長期的な国保をどうやっていくか、その方針のちょうど転換期、もう早く転換期は来ているのですけれども、やっと国のほうもそういった姿勢を見せておりますので、その辺を見ながら議会に十分説明し、そして議論をいただく中で決めていきたい。今時点ではそれをどうするかというのは、はっきり言ってまだ決定しておりません。

○15番（平野文活君）もうちょっと端的に答弁していただきたいのです。平成25年度の会計を、赤字が見込まれるのです、これは。もう平成24年度の赤字を平成25年度に繰り越したのだから、大幅赤字が見込まれるのですよ。その場合、手法として3つあるのです。また平成26年度の会計から繰上充用でいくのか。ということは、累積赤字を積み上げるということになりますでしょう。それが1つ。もう1つは、あなた方がこれまでもやってきたように国保税を値上げするという方法。もう1つは、あなたが12月の議会で答弁したように、一般会計からの繰り入れで解決する。どの方法を平成25年度はとろうというふうにお考えですかということをお尋ねしているのです。だから、国の動向云々というのは置いておいて、考えを聞かせてください。

○企画部長（大野光章君）先ほどの答弁、長かったのですが、最後に答弁しましたとおり、今時点ではこういった方針が決定されておりません。

○15番（平野文活君）ということは、あなたが12月議会で答弁したことが実行されるかどうかというのはわからぬということなのですね。わかりました。もう先に行きます。

それで、野上議員にも答弁をしたように、この予想しなかった赤字の原因は、医療費が1億円伸びた。これは事実でありましょう。しかし、もう1つ、国の負担金が8,000万円減額された。これはどういうことなのかというふうに思うのです。

ちょっと、その前に国保税の税額、1世帯当たりの税額、これが大幅に上がっています、大幅値上げによって。ちょっとそこだけ数字を確認したいのですけれども、値上げ前の平成19年度の1世帯当たりの国保税額、幾らか。平成23年度の決算がもう行われていますから、平成23年度の1世帯当たりの国保税額、これをちょっと答弁してください。

○保険年金課長（勝田憲治君）1世帯当たりの税額ですが、本算定時の税額ということで答弁させていただきます。

平成19年度につきましては、1世帯当たり8万1,085円、平成23年度につきましては、12万1,313円、以上となっております。

○15番（平野文活君）大幅値上げによって1世帯当たりの平均税額は、8万円から12万円になったのです。4万円上がった。5割アップですよ。これだけ市民の負担はふえている。それは、税額をどんどん引き上げれば税収は入ってくるかもしれませんが、しかし、もう限度を超えているということをひとつ認識しておいていただきたい。

その一方で国の支援金、国の負担金、これはどうなったのだろうか。平成23年度の国

の保険給付費負担金は幾らなのか。幾らというのはパーセントです。平成24年度は幾らなのか。ちょっとこれを答弁してください。

○保険年金課長（勝田憲治君） お尋ねの国の負担金、補助金の負担割合ですけれども、平成23年度につきましては、療養給付費負担金、調整交付金等、その負担割合合わせますと43%、療養給付費負担金は34%、調整交付金は9%で、合わせて43%となっております。平成24年度につきましては、療養給付費負担金につきましては32%、調整交付金が9%で、合わせて41%というふうになっております。

○15番（平野文活君） 療養給付費負担金という国の負担金があります。この療養給付費というのは、市民の皆さんが自己負担3割をします。あとの7割が保険から出るのです。国保会計からその7割分を支出しなければならない。その7割分、国保会計から支出した7割分の保険給付費、これの34%が国から来る、平成23年度は。平成24年度は、これが32%になった。2%削減されたということです。平成24年度の保険給付費の総額は幾ら、概算でいいですが、幾らですか。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

見込みでいきますと、保険給付費が、療養給付費がおおよそ84億円程度、保険給付費全体、高額療養費とか全部含めると105億円近くになるのではないかと考えております。（発言する者あり）105億円でございます。

○15番（平野文活君） 100億円を超えているのです、もう。ですから、1%削減されるということは、国からの収入が1億円減るということです。だから、平成23年度から平成24年度にかけて2%国は削減したのですから、2億円削られたのです。そうすると、1億8,000万円の赤字が出たのでしょうか、最終的に平成24年度。これは、医療費が伸びたとかいろいろな説明を先ほどされましたけれども、国が2%削らなかつたら赤字にはなっていないのです。だから、直接的な赤字の原因は、国が、これは国会にかけるとかどうかわかりませんが、どんどん国の負担を減らしてきているというところに最大の原因があります。

私の決算資料を全部見ましたけれども、私が議員になって最初にいただいた決算資料は、平成11年度のものでございますが、国保会計の総額が約100億円だった。国からの支援金は42億円ありました。ところが、一番新しい決算資料は平成23年度ですが、国保会計の総額は148億円で、約1.5倍にふえています。ところが、国の国庫支出金は41億円。逆に減らされておるのです。これだけどんどんこの国保会計が膨らむ、ところが、国はどんどん削っていく。これでは国保の赤字体質というのは、これは全国どこも苦勞しているわけですが、解決のしようがない。それを解決しようと思って苦渋の選択とかいろいろ言って、どんどん値上げしてきたのでしょうか。平成19年度から比べても1.5倍になっているのです、平均国保税額が。それだけ値上げしても、一方ではどんどん国からの負担金が減らされていく。ここに最大の問題があるのです。ですから、国、県、市、この公費負担の拡充なしに国保の問題を解決することはできません。

12月議会での大野部長の答弁、あるいは市長の選挙の公約というのは、この立場で発言していると私は思います。もうこれ以上の市民の負担を求めることはできぬのだと、逆に軽減しないと負担能力を超えているのだ。だから、公費の負担割合をふやす以外にないのです。

そこで、この平成25年度の決算を行うに当たって大野部長が答弁したことが、きちんと実行されるのですか、そうであるならば今回の繰上充用、これは会計処理の一手法として私たちも認めてもいいのではないかなと思うけれども、しかし、どんどん累積赤字がまた膨らんでいくのだというようなことであれば、こういう繰上充用には賛成できないと思っております。ですから、そこら辺をぜひお願いしたい。国の負担率、公費の負担率を思い

切ってふやすという方向を、市としてできることは一般会計からの繰り入れということでございますが、いかがでしょうか。改めて市長なり部長なりにお伺いしたいと思います。

- 保険年金課長（勝田憲治君） 今、議員さんの御指摘の国保の構造的な問題ということで、赤字財政に苦しんでいる状況であります。累積赤字につきましては、一般会計の繰り入れ、または、それが難しい場合は繰上充用というような形になるかというふうに考えています。その辺につきましては、今後の医療費の推移等、赤字の見込み額等を見ながら協議していきたいと考えております。

ただ、先ほど議員さんが言われました国保の制度的問題、これについて若干触れたいと思うのですが、現状の国民健康保険制度につきましては、構造的な問題ということで、1つは年齢構成が高くて医療水準が高いということ、また、所得水準が低いため、保険料負担分が重くて、結果として収納率が低くなる。加入者が少なく、財政運営が不安定になる。小規模な保険者が存在しているということで、これが市町村格差につながっていることが上がっています。国保の赤字であれば、本来であれば議員さんの御指摘のように国保会計の歳入歳出の確保及び歳出の抑制で対応すべきであります。歳入における保険税の増収を図る観点から、保険税率のアップも考慮すべきであります。しかしながら、現行の国民健康保険制度につきましては、さきに述べたような制度上の問題点がありまして、多くの市町村で財政状況の悪化により苦しみまして、やむを得ず繰上充用や一般会計からの繰り入れを実施している状況でございます。国民健康保険制度の安定的な運営を図るためには公費負担の拡充などの財政基盤の強化を図る必要があるというふうには十分考えております。

これまでも、国に対して全国市長会等を通じまして、国保の財政基盤の強化、そういうのを要望しております。今後も、社会保障制度改革会議の国民会議における議論の推移も含めながら、注視しながら必要な要望を検討していきたいと思っております。

- 15番（平野文活君） 冒頭に私が言いましたように、この別府市の国保の運営の大前提は、市長の公約にあるのだということを言いました。その立場から部長答弁もあるのです、12月議会の。ですから、この質疑で市長が何も発言しないというのは、ちょっと締めくくりができないのですが、平成25年度の決算を行うに当たって、部長答弁は実行されるのかどうか、これは市長の御答弁をぜひいただきたいと思っております。

- 市長（浜田 博君） いろんな御指摘を今いただきました。国保会計健全化ということは、私のもちろん一番大事な点でございますが、いろんなことを言うと、累積赤字の解消から始めて私の公約の問題等々御指摘をいただきました。毎年ふえ続けるやっぱり医療費、この拡大の問題、この動向、それから社会保障と税の一体改革の問題等々、本当、全国市長会で大変な議論に今なっています。そういうことも含めてしっかり要望しながら、今度は平成25年度の決算の動向等についても、企画部長が答弁した方向が果たして実現できるかどうか、このことを十分に認識しておりますので、そのことを含めて検討をしっかりとやっていきたい。

とにかく私の公約の負担軽減、もう本当に限界に来ているのだ、住民負担をこれ以上してはいけないという思いの中でこういった公約を上げておりますから、値上げをするということは考えない。その中でこういった形でこれを、赤字を解消していくのか。そしてまた、これからの決算の動向、医療費の拡大をとめていくのか、そういったことも含めて政治的な判断をしっかりとやっていかななくてははいけない。こういう思いでございますので、御了承いただきたいと思っております。

- 15番（平野文活君） ぜひ部長答弁が実行されるように、最終的な判断もしていただきたいと思っております。

最後に、盛んに国の動向、国の動向とおっしゃるので、ちょっと最後にこの問題にも触

れて質問を終わりたいと思うのですけれども、税と社会保障の一体改革というのがずっと今やられていますよね。自民・公明・民主の3党合意に基いて、国民会議が今開かれています。つい先日も新聞にこの国民会議の、8月には方向性が出る、議論の対応が新聞にも報告されておりました。それを見ても、こういう方向で消費税が8%あるいは10%になっていったら、思い切って国が支援をしてくれて、国保税の負担が大幅に下がるのだというふうに理解している人もおるかもしれぬけれども、そういうのは1つも出てきていないのです。消費税が上がっても、国保税が大幅に下る見通しはないのではないかと私は思います。

もう1件は、県を単位にした広域化、これもほぼ決まったみたいな報道があっていましたが、それをやったら、では国保税の負担は軽くなるか。軽くなるという報道なりはありません。逆にふえるのではないかというような指摘もあります。

ですから、国の動向、国の動向と言っておるけれども、これは国保税の負担軽減ということにつながるのではないかと私は思っておりますが、皆さん方はどう考えておるのですか。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

現在、社会保障制度改革国民会議ですか、これにおいて議論がされております。まず、その前に平成24年2月17日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱、この中で国保の財政基盤の強化を図るために、低所得者の軽減適用の拡大ということが示されております。それに対して必要な財源措置をするとされております。これによって一部の低所得者の保険税は減額となると思われませんが、ただし、消費税の増額分を国の公費負担の拡充に充てるということについては示されていませんので、全被保険者の保険税が安くなるかについては、現時点でははっきり言えないと思います。

また、社会保障制度改革国民会議において国保の広域化が検討されておりますが、この中で保険者は県となるべきとの方針が示されております。都道府県単位となった場合の別府市の保険税が安くなるかということについては、現段階では正直ははっきりわかりません。先般の新聞では、均一保険料というのが、都道府県になった場合原則だと思いますが、市町村ごとに異なる保険料のようにもあり得るとことが示されております。今後の議論の推移を見守っていきたいというふうに考えております。

○15番（平野文活君） 今、国が検討している方向は、消費税を上げて国も支援をふやすという方向ではありません。今、課長が答弁された軽減の財源についても、いわゆる現役世代からの負担をふやすという方向であります。現役世代といえども、もうあっぶあっぶだと私は思うのです。ですから、そういう国民負担を求めるだけというような国の方向について、これではやっぱり解決できないのだということを、保険者として苦労しながらやってきた市町村が、やっぱり強く、本当の意味で国の支援をもっと強めなさいと。もとの、私が議員になった平成11年度の負担率40%に戻すだけで8億円国からの支援がふえるのです、年間。そうしたら、かなり下げられます、別府の国保税も。ですから、やっぱりそういう方向を市長が先頭に立って頑張ってもらいたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（吉富英三郎君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、あす定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 26 分 散会

